

目 次

○第1号（11月27日）

議事日程 第1号.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
議長あいさつ.....	3
町長あいさつ.....	3
開会・開議.....	3
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	3
日程第 2 会期の決定.....	4
日程第 3 議案第87号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	4
日程第 4 議案第88号 よしおか温泉リバートピア吉岡の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例.....	10
日程第 5 議案第89号 平成21年度まちづくり交付金事業南下古墳公園整備事業用地 売買契約の締結について.....	19
日程第 6 議案第90号 工事請負契約の変更について.....	26
日程第 7 陳情第 7号 ハッ場ダム建設推進を求める意見書提出の検討要請について.....	28
追加日程第 1 発議第 3号 ハッ場ダム建設推進と地域住民の生活再建推進を求める 意見書.....	29
議長あいさつ.....	35
町長あいさつ.....	35
閉 会.....	35

平成21年第5回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成21年11月27日（金曜日）

議事日程 第1号

平成21年11月27日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第87号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 4 議案第88号 よしおか温泉リバートピア吉岡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 5 議案第89号 平成21年度まちづくり交付金事業南下古墳公園整備事業用地売買契約の締結について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 6 議案第90号 工事請負契約の変更について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 7 陳情第 7号 ハッ場ダム建設推進を求める意見書提出の検討要請について
(討論・表決)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第87号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 4 議案第88号 よしおか温泉リバートピア吉岡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 5 議案第89号 平成21年度まちづくり交付金事業南下古墳公園整備事業用地売買契約の締結について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 6 議案第90号 工事請負契約の変更について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 7 陳情第 7号 ハッ場ダム建設推進を求める意見書提出の検討要請について
(討論・表決)
- 追加日程第 1 発議第 3号 ハッ場ダム建設推進と地域住民の生活再建推進を求める意見書
(提案・質疑・討論・表決)

出席議員（15人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	6番	田中俊之君
7番	小林一喜君	8番	神宮隆君
9番	齋木輝彦君	11番	福田敏夫君
12番	宿谷忍君	13番	栗原近儀君
14番	栗田政行君	15番	南雲吉雄君
16番	岩寄幸夫君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君
財務課長	堤辰巳君	教育委員会事務局長	森田潔君

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成21年第5回臨時会開会に当たり一言あいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとお忙しい折、第5回臨時会に出席をいただきましたことに感謝申し上げます。本臨時会は、ご案内のとおり議案4件と陳情1件です。

十分ご審議の上、適切な判断をお願い申し上げます。

議事進行には皆様の格別なるご協力をお願いし、開会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 町長よりあいさつの申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言あいさつを申し上げます。

本日は、朝早くから大変ご苦労さまでございます。議員皆様方におかれましてはお忙しい中、臨時会をお願いしたところ、全員の方の出席をいただき開会できますことをこの場をおかりしまして厚く御礼を申し上げるところでございます。ありがとうございます。

本臨時会議会の提案いたしました議案は4件であります。各案件とも重要な議案でありますので、慎重審議していただきますようお願い申し上げますとともに原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

本日は大変お世話さまになります。

開会・開議

午前9時開会・開議

議長（岩寄幸夫君） ただいまの出席議員は15名で定足数に達しています。

これより平成21年第5回臨時議会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第1号により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩寄幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において15番南雲吉雄議員と1番坂田一広議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岩寄幸夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3 議案第87号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第3、議案第87号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第87号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

現在開会中の臨時国会において、国家公務員の給与法が改正され、12月1日を施行日とする月例給付及び期末勤勉手当の減額が行われます。

当町においても国に準じた減額処置をとるため、関係4条例の一括改正を行うことを目的に本条例の制定を行うものです。詳細につきましては、総務政策課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第87号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

本議案につきましては、町長が申し上げたとおり、ことしの8月11日に人事院勧告に基づいて現在の国会で審議をされております国家公務員の給与改正に準じまして、吉岡町職員等の給与を改正するために関係4条例でございます。

まず一つは、吉岡町職員の給与に関する条例、それから特別職の職員の給与及び旅費支給条例、それから吉岡町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、それと吉岡町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を一括して改正するために本条

例の制定をお願いするものでございます。

まず、改正の骨子でございますけれども、まず第1点目としまして、12月支給分から職員の月例給を平均で0.22%引き下げることが1点でございます。それから、2点目としまして、住居手当に関するもので自宅に係る住居手当で新築または購入後5年間に限り支給されておりました月額2,500円を廃止するものでございます。それから、3点目としまして、特別職、議員を含めまして期末勤勉手当、俗に言うボーナスでございますけれども、これに関しまして年間支給額を0.35カ月分減額する等の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、まず新旧対照表の方でご説明を申し上げたいと思いますので、そちらの方をごらんになっていただきたいと思います。まず、本則の第1条、それから第2条につきましては、議員の給与条例の改正でございます。新旧対照表の1ページから3ページがこれに当たる部分でございます。まず、住居手当に関しまして、当該条例11条の3第1項第2号で規定しておるわけでございますが、新築または購入後5年間支給されていた月額2,500円の住居手当を廃止するものでございます。この規定廃止に伴う条文の整理も行っておるものでございます。

それから、次に第20条の改正でございますが、これは期末手当に関するものでございまして、6月の支給率100分の140を100分の125に、それから12月につきましては100分の160を100分の150にそれぞれ減額改正するものでございまして、特定幹部職員に関しましてはそれぞれ100分の110、それから100分の135と減額をするものでございます。それから、第3項につきましては、再任用職員に関する規定でございまして、同じく100分の85を100分の80に減額するものでございます。それから、第21条につきましては、期末手当の改正でございまして、100分の75を100分の70に、特定幹部職員につきましては100分の95を100分の85に減額するものでございます。

それから、本則の第2条でございますけれども、当該条例第21条2、これは、そちらの方にちょっと表がありますけれどもそれを飛ばしていただいて新旧対照表の8ページになります。そこで、当該条例第21条第2項第2号に規定をしております再任用職員の勤勉手当に関しまして、経過措置を設ける改正でございまして、これは新旧対照表の8ページでございますけれども、これにつきましてはまた附則で施行日を規定しておるわけでございますけれども、これにつきましては平成22年6月の支給分から100分の5を減額しまして100分の35と、それから特定幹部職員につきましては100分の45を支給するとして該当が22年度6月それから12月に同率で支給するという、そういう改正を行うものでございます。

次に、新旧対照表の9、10ページになりますけれども、本則の第3条、第4条について、これは特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正するものでございまして、当該条例の第4条第2項で規定しております期末手当の支給に関しまして、12月支給分を100分の15減額いたしまして現行100分の235を100分の220とするものでございます。

それから、第4条につきましては、次ページになりますけれども、平成22年の6月に支給する期末手当につきまして100分の20を減額いたしまして現行100分の215から100分の195とするものでございまして、本年6月には支給凍結としてこの運用を図っておりましたけれども、来年度からは条例で規定をするというものでございまして、これにつきましても附則の第1項によって適用の期日を平成22年4月1日とするものでございます。

その次が第5条、第6条に関してございまして、これは吉岡町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正するものでございまして、次ページの新旧対照表で11ページ、それから12ページの方でござらんになっていただきたいと思いますけれども、当該条例の第4条第1項で規定している期末手当の支給に関しまして、12月支給分を100分の15を減額いたしまして100分の235から100分の220とするものでございます。

それから、12ページになりますけれども、第6条につきましては、平成22年6月に支給する期末手当について100分の20を減額いたしまして100分の195とするものでございまして、附則の1条で適用の期日を平成22年4月1日とするものでございます。

それから、新旧対照表で13、14ページになりますけれども、本則の7条、8条に該当するものでございます。吉岡町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございまして、当該条例の第6条第2項で規定をしております期末手当に関しまして12月支給分を100分の15減額いたしまして100分の235から100分の220とするものでございます。

次は、第8条に関してでございますが、同じく平成22年6月に支給する期末手当につきまして100分の20を減額いたしまして100分の215から100分の195とするものでございまして、これも附則第1条によりまして適用の期日を平成22年4月1日とするものでございます。

次に、また本則の方へちょっと戻っていただきまして、附則に関して議案の方、6ページ、7ページになりますけれども、附則第1条につきましては先ほどもちょっと説明をいたしましたけれども、施行の期日を規定しているものでございまして、本則の1条、3条、

5条、7条につきましては本年12月1日を施行日とし、2条、4条、6条、8条につきましては平成22年4月1日とするものでございます。

次に、第2条第1項につきましては、12月に支給する期末手当の特例を規定するものでございまして、基準日以前6カ月以内において休業または別の給料表を適用することになった職員に対する調整額に関する特例を定めているものでございます。それから、同条の第2項につきましては、本年4月から基準日の12月1日までの間に途中採用になった職員について任用に事情を考慮して別に規則で定めることができるとしたものでございます。

以上、まことに雑駁ではございますけれども、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） まず、今回の改正によりまず一般職員での給与の影響額はどのくらいになりますか。これは、一般職員の給与と期末勤勉手当は別に考えて給与はどのくらいの差が出るか、そしてまた期末勤勉手当では年間どのくらいの差になるか、影響額になるかをちょっと示してください。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） ただいまの小池議員さんのご質問でございますけれども、まず平均額でございますけれども、平均額でいきますと年間で15万4,000円くらいになります。それで、率でいきますと約2.4%程度の減額になるかなと思っております。それで、12月の支給分、昨年度に比べてということになりますけれども、職員だけでいきますと、昨年度の支給の総額でございますけれども、これが8,550万9,000円でございます。それで、この率で改正が議決されたということで計算してみますと、これもまた職員額でございますけれども7,590万9,000円ほどになります。この差額が約960万円ほど減額になるということでございます。これを職員数105人でございますけれども、これを割り戻しますと約9万1,000円ほどの減額という計算上、出てきております。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。8神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 幾つかお伺いさせていただきます。

一つは余計なことなのですがちょっと字句の説明なのですが、3ページの新旧対照表、2ページから特定幹部職員というのが出てきておりますけれども、特定幹部職員というのはどういう、課長職に当たるのかどうか、そのところがわからないのでお願いしたいと思います。

それから、その下に第3項に再任用職員というのがございます。再任用職員ということなのですが、具体的にはどういう者が該当するのか。それから、次に給料表の関係ですが、先ほどの説明では、基本給0.22%の減ということなのですが、県の一般職だと0.18%の引き下げということで新聞に載っておりますけれども、かなり基本給の引き下げが高いように感ずるのでありますが、これはどういうことになったのか。

それから、給料表があります。これについては、これは吉岡町独自の今度の引き下げということなのでしょうか。この給料表については何を、県のあれを参考にしてこの給与ができていますのかどうか。去年質問したところ吉岡町は大変ラスパイレスも低くなっております。県平均より2ポイント、93.3%のラスパイレスということは、大変給与も低い状態にある。それで今回の引き下げ率も大変高くなってきております。負担率も高い、引き下げ率も高いということで、その辺がちょっと職員の士気に影響するのではないかと、う感じもいたしますので、その辺のところをちょっと教示いただきたいと思っております。以上です。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは神宮議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、特定幹部職員とはどんな職員かという1点目の質問でございますが、これは課長職、局長職に当たる者でございます。それから再任用職員についてということで、これは定年退職した職員を再任用するということになっておりますけれども、吉岡は該当する職員は一人もおりません。

それから給与の率について、当然国と県の率は違うわけでございますけれども、県は県で人事委員会がございます。それで、県の人事委員会の勧告に沿って県は給与改定をされていると思っております。それから、町村につきましては人事委員会を持っておりませんので、国の方から示されたものをそのまま採用しているというのが実態でございます、ここで多少の率の差が出てきているということだと思っております。

それから、給料の表の根拠についてのご質問でございますけれども、これにつきましては一応国の方が示した給料表をそのまま町の方は採用させていただいている、そういうことでございます。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） そうすると今回の引き下げ率0.22%、これも国の給料表のもとに引き下げたということですか。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） ご質問のとおりでございます、特に先ほども申し上げましたとおり、町に人事委員会を持っておりませんので、国の方の人事委員会が勧告したものをそのまま町の方も採用させていただいているということでございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第87号は、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第87号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づく給与、期末勤勉手当の引き下げであります。

これまでの政治の失政と財界、大企業がつくり出した官民格差に民間準拠の名のもとに公務労働者に賃下げを行い、景気回復を求める声にこたえない人事院勧告は労働基本権の役割を投げ捨てるものです。職員の生活に必要な給与水準になっているのか、自主的に判断することも必要であります。民間も含めた賃下げの悪循環に歯どめをかけるためにも賃金の引き下げは行わない決断が必要であると考え、本議案について反対をするものであります。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

5番近藤議員。

〔5番 近藤 保君登壇〕

5番（近藤 保君） 第87号議案、吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に

ついて、賛成の立場で討論いたします。

昨年9月、百年に一度と言われる世界不況が発生し、きょう現在、経済はますます不況は深刻になっております。最近ではデフレスパイラルも心配されており、給与所得はますます官民格差が発生しておりまして、国民、町民皆様の心情を広くご理解いただきまして議員皆様の賛同をお願いしまして賛成討論といたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第87号を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩寄幸夫君） 起立多数です。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第88号 よしおか温泉リゾートピア吉岡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第4、議案第88号 よしおか温泉リゾートピア吉岡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第88号 よしおか温泉リゾートピア吉岡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

よしおか温泉リゾートピア吉岡は、現在増改築中であり、個室及び家族風呂を新設し、12月20日リニューアルオープンの予定でございます。

この個室及び家族風呂の新設に伴い利用料金を定めるためなどの一部改正でございますが、周知期間が必要ですので臨時議会をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） それでは、議案第88号 よしおか温泉リゾートピア吉岡の設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

右側が現行、左側が改正案でございます。第5条第2項中「法第244条の2第5項」を「法第244条の2第9項」に改める。第6条中「法第244条の2第4項」を「法第244条の2第8項」に改める。これは、地方自治法の一部を改正する法律、平成15年法律第81号により公の施設の管理委託条項が廃止され、新たに指定管理者制度が導入されたことに伴うもので項の改正でございますが、指定管理者による管理を導入した平成18年4月1日からの施行時点で改正すべきものでありました。今回気がついたもので担当課として大変申しわけなく反省しております。

次に、別表第1（第4条関係）中「別表第1（第4条関係）」を「別表第1（第5条関係）」に改めるもので、第4条が第5条に条ずれになったことによるものでございます。これも指定管理者による管理を導入した平成18年4月1日からの施行時点で改正すべきものでありました。今後は十分気をつけたいと思っております。

次に、1枚めくっていただきまして、（2）の個室利用料金（一室につき）でございますが、個室6畳の間が増改築工事によりなくなりまして、新たに洋室9.86平米、和室17.60平米でございますが、洋室は1,000円、和室は1,500円で入室時刻から1時間以内の利用に改めるものでございます。次に、（3）家族風呂利用料金（一室につき）は、家族風呂が新設されたことにより、新たに加えられるもので、家族風呂（小）は1,000円、（大）は2,000円で入室時刻から1時間30分以内の利用でございます。小はユニットバスで手すりを設置、介助タイプとし、腰かけボード、移乗台などを用意してございます。大の浴槽は、1メートル掛ける1.5メートル程度で石づくりとなっております。

次に、条例の本文の附則にございますが、この条例は平成21年12月20日から施行するものでございます。

以上、雑駁でございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） これで見ますと、利用料金ですけれども、時間が個室利用料については1

時間というようなのですけれども、家族風呂については1時間半という区切りです。一般的にお風呂に入るといふのは、ほかの大浴場は2時間以内ということ。個室の利用といふのは、1時間といふのはどうも一般的に考えにくいのですけれども、これはどうなのですか。1時間以内の利用といふのはそうあるものですか。大浴場の場合は2時間の区切りになっていますから、お風呂に入って休んでとなると、どうも使われる時間といふのが2時間ぐらいからスタートをするような感じがするのですけれども、(2)の方は1時間でありまして、(3)の方は1時間30分という今度は区切りをしたのですけれども、その辺はどうなっているのかといふのが1点と、それからまた延長の区切りといふのはどう考えているのか。これは1時間の区切りが(2)の方は1時間ですから、1時間から10分過ぎた場合には2,000円になるのか。

また、家族風呂の方は1時間半という区切りが延長になった場合にはどういふふうにするのか。それについて出てこないで、その2点についてお答えを願いたいと思います。

議長(岩寄幸夫君) 堤財務課長。

〔財務課長 堤辰巳君発言〕

財務課長(堤辰巳君) 個室利用料金、個室は1時間、ふろは1時間半ということで設定させていただいておりますけれども、この辺につきましては1時間が短いのではないかとご指摘もございまして、従来も1時間ということであったものですから、その辺は1時間に決めさせていただいたものでございまして、家族風呂の1時間半につきましては1時間半とか2時間というような検討課題もあったわけですが、1時間半あればお風呂に入ってくつろげるのではないかとということで、こちらは1時間半にさせていただきます。

また、延長の区切りはどうかということでございますが、個室利用料金については1時間単位ということで1時間1,000円、そのとき延長といいましょうか1時間単位ということで、その次には2時間になってしまうということで2,000円、また家族風呂の1時間半ということでございますが、これにつきましては予約制を考えておりますので、延長はなく1時間半単位ということで考えてございます。以上でございます。

議長(岩寄幸夫君) 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番(小池春雄君) 家族風呂の方は予約制だからと、1時間半ということなのでは、1時間半という時間はどの程度なのでしょう。私は家族風呂といふのは2時間ぐらいでいいような気がするのですけれども、普通の一般のお風呂は2時間も見ているわけですから、1時間半ではどうも短いような気がするのですけれども。それと個室料金の考え方といいますと1時間だとこれも予約でない限りは、やっぱり延長といふもの考えたときには刻み

は30分ぐらいであってもいいような気がするのです。1時間の次は1時間になってしまうものですから、ちょっと5分、10分過ぎてしまったらもう倍の値段になってしまうというのは考え物のような気がするのですが、基本料金として1時間はいいのでしょうか。5分、10分超過してしまったらその分は30分刻みでしたら500円あるいは750円になりますよということも想定されるわけですから、それは考えるべきではないかと思えますけれども、その辺を十分検討した上でこの数字であったのかどうかについても重ねて伺います。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 1時間という単位でございますけれども、これは5分、10分過ぎた場合のそういうことは考えなかったのかというご指摘でもございますけれども、その辺については議論しなかったというのが実情でございますけれども、今後その辺のことも視野に入れて検討していきたいとそのような考えであります。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） スタートしてしまってから、動き出してから走り出してから考えるという考え方は何か問題であると思うし、料金設定をつくっていくというのは、あらゆる角度から考えるべきで、利用者が納得できる料金設定でないと困ると思うのです。でも、時間で決めれば利用者も1,500円の方は1時間なのですよ。それと10分、15分過ぎたと。それはサービスするわけにはいかないでしょうから、そうするとわずかちょっと超過したもので、それは3,000円になりましたよというのはいただけないです。やっぱり利用する側の立場になれば個室を利用される方というのは、やはり言及されると思うのです。ともすればじいちゃん、ばあちゃん連れてきたからちょっと休ませると。体が不自由なところもあったりして、ちょっともたもたしていると時間を超過してしまうということもあるでしょうし、ただそれが1,500円が3,000円になってしまうと大きな負担です。大概どこでもこういうものの設定というのは延長というのが大概つきものなのですけれども、私これを見て、延長というのがないものですから、果たしてそこはどうなっているのかと思ったら、そこは検討していなかったということではやっぱりいただけないです。やっぱり十分に検討した中で、やっぱり利用者が納得できる料金設定が必要だったと思いますので、どうでしょう。私はこういうままでスタートしてってしまうというのは、まさに問題があると思うのです。1回決めたものをまた検討して、また幾らもしないうちに直しますというところ変な話なのです。これまでもそうです。おふろの500円だったも

のを300円にしたと、また都合が悪いから500円に戻したと、そんな簡単にはならないですよ。1回決めたものというのは、また、決めるということはそこに参加したこれだけの人数がいますから、この人たちもこのことをみんな承知していて決める方にも認める方にも責任があるわけですから、そういう意味で私はそのことを検討しなかったというところに問題があると思いますけれども、本当にこういう形でスタートをしていいのかどうかということを問いますけれども、これでいいと先ほどそういう回答でしたけれども、町長、副町長、責任ある皆さんがそこにおいでですから皆さんの考えをぜひともお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。前の個室6畳の間も今までどおり1,000円の延長のあれも同じという形でやっておりました。そういった中におきまして、検討委員会で再三にわたり検討していただく中におきましては、個室を使う人については、この時間があればいいだろうという中で今回の個室洋室については1,000円と、そしてまた個室和室については1,500円ということで、今まで使用していただいた中においてはこういった形で今までどおりやっていきたいということで判断したということでございます。そういったことで今までは6畳間の入室から1時間以内が1,000円ということで、超過すればまた1,000円をいただいたということでやってきたというのが現状でございます。そういったことでご理解をいただきたいと思えます。

議長（岩寄幸夫君） ほかに。（「副町長にも聞いたのだけど」の声あり）
堤副町長。

〔副町長 堤 壽登君発言〕

副町長（堤 壽登君） 今、町長の申し上げたとおりであると思えますけれども、3番の家族風呂の利用料金についても懇談会の中でいろいろな意見が確かに出ました。ですけれども、とりあえずやってみて利用者の意見を聞いてみないと正確にはわからないというところで議論は出たのですけれども、とりあえずこういう形でスタートしてみようということになったのは事実でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 今お話に出ている件ですけれども、個室と家族風呂について。特に今までそういうトラブル等なかったと思うけれども、人数制限、例えばこの家族風呂について大人数で入ってしまうと2時間300円の料金より安くなってしまふ、そういう方法が出るかと思うけれども、その点をどのように考えているのか、お伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 家族風呂について、人数制限でうんと入ると安くなってしまわないかと、こんなようご指摘でございますけれども、この家族風呂利用料金につきましては、個室の利用料金と同じでございます。入館料は別途いただくということでございます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。12番宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） 家族風呂でお聞きしたいけれども、今の財務課長の答弁ですと入館料を別途いただくということであれば、先ほどの小池議員がちょっとお話ししましたけれども、入室時刻から1時間30分以内というのは問題だと思うのです。入館料というのを払っておくのだったらこれは2時間ということになっているはずですよ。ですから、これは1時間30分、これはそもそも1時間30分だともう忙しいので、どういう試算に基づいてこの1時間30分をまず決めたのか、ローテーションをどう考えているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 入館料は2時間以内、家族風呂は1時間半ということでございますけれども、家族風呂につきましては休憩するところ、畳の部屋はございません。そういうことで、お風呂に入っていて皆さんと同じ広間で休んでいただくということで1時間30分で大丈夫ではなからうかと、こういうことで設定してございます。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかに。12番宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） 1時間30分ということですがけれども、これは1日のローテーションが何名を試算して1時間30分というのか。私は1日で3回ぐらいのローテーションで十分だと思うけれども、これはどういうことで1時間半にしたのかわかりませんが、やっぱり4回か何かなのですか。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） ローテーションにつきましては、4回程度を予定しておりますけれども、当然1回1回清掃の時間もありますので、その辺もとりまして1時間半ということで決めさせていただいた状況でございます。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。11番福田議員。

〔 1 1 番 福田敏夫君発言〕

1 1 番（福田敏夫君） ただいま個室料金等につきましての質問をいただいていると思います。ここで確認をしたいのですが、この条例で料金を定めるというのは、あくまでもこれは上限を定めるとのことだと思っておりますが、その辺についてのそちらの方の答弁を求めたいと思います。基本的にはこの料金は法の第 2 4 4 条の 2 にあるわけでございますけれども、指定管理者が料金をこれにしたいということで町長に申し出て町長が承認をしたものについてそれを公表して実施するということだと思っております。ですから、この条例で定める料金というのはあくまで上限であって後は実情に応じて臨機応変な、これを超えない、利用者にとって非常に有利なことであれば、それは指定管理者が町長の承認の上で改正ができるのだと思っております。それにつきましての答弁をお願いいたします。

議 長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 今、福田議員さんが申し上げたとおりでございます、個室、家族風呂料金、これを定めてございますけれども、この額の範囲で振興公社からの承認に基づいて町長が承認すれば当然この額以下でも定められるということでございます。以上でございます。

議 長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。1 1 番福田議員。

〔 1 1 番 福田敏夫君発言〕

1 1 番（福田敏夫君） 料金だけでなく、例えば利用時間等につきましてもこれは例えば 1 時間半が利用者の要望で 2 時間にしてほしいという、同じ料金で 2 時間にしてほしいということで要望があったりすれば指定管理者はそれなりの責任において判断をされると思うのです。そうした場合に 1 時間半と同じ料金で 2 時間と決めるのはそれ自体が自主的な料金値下げと同じようにサービスが受益者が受けられるということにあるわけでありまして、料金だけではなくて時間の方もそのように指定管理者が考えるべきことだろうと思っておりますが、その辺についてご答弁をお願いします。

議 長（岩寄幸夫君） 町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） ただいま福田議員の方からご指摘があった時間ということですが、もちろん時間も 1 時間 3 0 分以内、1 時間以内という中で指定管理者がこれを 1 時間にしようが 3 0 分にしようが私の方に言っていただければ、そのようになるということですが、きょう決めていただくこの条例につきましては上にいくことについては、もちろん議員さん方々に条例をまたしていただかなければ採用はできないというのも考えております。

個室にしますと6畳間の1,000円、そしてまた家族風呂にしますと小さい方で1,000円、この2,000円と、その範囲内で指定管理者が運用することはいいだろうと。町長が承認すればいいだろうということでありますけれども、今南雲議員が言われたようにむやみに料金を変えるということは、私もそれは余り困るなとも思っています。それは、慎重に私も審議いたしまして考えて物事に徹したいと思っております。

議 長（岩寄幸夫君） 15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） ぜひそういう方向で進めたいと思っております。先ほど、今度家族風呂が2つ、大小ができるわけですがけれども、やはり今全協でも話があったわけですがけれども、今度1時間半で設定ということでありますけれども、やはり人によっては若干延びるようなこともあるかと思っておりますけれども、その点についてはやはり身体障害者の人たちが入るということでありますので、ここのところの設定だけはやはり管理者が見ていただいて若干延びたなというときには、それだけのものは見ていただきたい、そんなように考えております。やはりせっかく家族風呂をつくるのですから、楽しんで障害者の人たちが入っていただくということになりますと時間が余り制約されても困るといふときもありますので、その範囲の中は若干多目に見ていただきたいと思っておりますので、その考えをもう一度町長の方から伺いたいと思っております。

議 長（岩寄幸夫君） 町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 私も同様のことで考えておりますけれども、それも一つにこの1時間半ということで、懇談会の人たちが練りに練って決めていただいた時間だと思っております。そういったことで、これをまた2時間にしろ、また1時間にしろということが相なりますとまた皆様方にご審議をしていただかなければならないというようにございますけれども、この範囲内で運用できればということで、10分経過したということであるならば、管理者の方でどう運用していただくか、それはわかりませんが、そんなくらいだったらということで決まりは決まりということで1時間半ということで設定をしていただきまして、その中の範囲につきましてはまた指定管理者のできる範囲、私が判断できる範囲以内で採用できればとも思っております。よろしくお願いたします。

議 長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） なければ質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第88号は、吉岡町議会会議規則第37条第2項の

規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第 88 号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

ここで、10 分間休憩をとりたいと思うんですけども。

午前 10 時 40 分休憩

午前 10 時 53 分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

日程第 5 議案第 89 号 平成 21 年度まちづくり交付金事業南下古墳公園整備事業用地売買契約の締結について

議長（岩寄幸夫君） 日程第 5、議案第 89 号 平成 21 年度まちづくり交付金事業南下古墳公園整備事業用地売買契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第 89 号 平成 21 年まちづくり交付金事業南下古墳公園整備事業用地売買契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

平成 21 年度まちづくり交付金事業南下古墳公園整備事業用地売買契約をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は平成 21 年度まちづくり交付金事業南下古墳公園整備事業用地取得であります。2 につきましては、契約の方法は用地売買契約その他契約金額、契約の相手方

等の詳細につきましては教育委員会事務局長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） それでは、議案第89号平成21年度まちづくり交付金事業南下古墳公園整備事業用地売買契約の締結について、町長の補足説明をいたします。

本件につきましては、添付してあります仮契約書のとおり、用地売買契約金額1億1,261万1,000円で平成21年9月28日吉岡町大字南下964番地、中澤壽明氏と仮契約を締結したところであり、財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

仮契約書におきましては、契約に基づく本契約について、吉岡町議会の議決があったとき、この契約書は地方自治法第234条第5項の規定に基づき規定する契約書とみなすとなっております。

土地の表示内容でございますが、添付しております仮契約書の一番最終ページに別表第1に記載されているとおりでございます。別表第1をごらんください。吉岡町大字南下字大林1319番地、地目は山林1,006平方メートル、続きまして大字南下字大林1320番地の2、地目は畑でございますが4,744平方メートル、同じく南下字大林1323番地の3、地目山林196平方メートル、同じく大字南下字大林1323番地の2、地目畑378平方メートル、同じく1318番地の2、地目山林461平方メートル、同じく山林304平方メートルの計6区域で合計面積は7,089平方メートルでございます。

また、土地の単価につきましては、不動産鑑定結果に基づきましてそれぞれ地目ごとに畑を平方メートル当たり1万9,900円、山林を平方メートル当たり8,800円、また古墳が介在してありますところを平方メートル当たり4,400円で、これはこの事業全体を通して共通の単価で本事業を実施しているところでございます。

また、土地の取引の期日につきましては、当初仮契約書の締結した時点では物件補償契約との関連もありまして物件補償契約の引き渡し期限を10月31日としておりました関係上、土地の取引期日を11月13日としておりましたが、当然仮契約期間中であり契約に至りませんので、履行期限を甲乙協議の結果、今議決後の12月25日まで延長し仮契約書の日付を訂正させていただいております。

以上、雑駁ではありますが、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5 番近藤議員。

〔5 番 近藤 保君発言〕

- 5 番（近藤 保君） 今の関連の中で、土地買収についてはこれが最終であるかどうか。累計の土地買収費については総計でどのくらいに達しておるか。それから、それに関連します立木補償費等の予算どおりされておるか。あるいはこれからでしょうけれども、工事代金の見込みがどの程度になるか。要は総体的に3億弱の予算を立ててあるはずですけども、総額的にはどの程度におさまるか、その点についてお尋ねいたします。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） それでは、近藤議員お尋ねの用地の取得状況でございますが、この公園全体に当たりましては、本件のほかに5地権者がありまして、既に用地売買契約を締結しております。全体の面積で言いますと5地権者合計の面積は6,696平方メートル、金額にいたしますと8,562万2,100円、これが既に契約を締結しております用地買収価格でございます。

また、今回のお願いをしております中澤壽明氏のこの案件を合計いたしますと、全体で1億9,823万3,100円になる予定でございます。また、物件補償契約状況でございますが、物件補償につきましても、5地権者につきましても既に契約あるいは契約して撤去をお願いしているところでございます。5地権者の補償費の小計は590万9,600円でございます。今回中澤壽明氏は用地補償契約とは別に物件補償契約は締結しておりますけれども、補償金額につきましても944万2,700円でございます。したがって、補償費の合計は1,535万2,300円になる予定でございます。この物件補償の中には1地権者は補償物件の権利放棄をしている地権者等もございまして、当初予定しておりました金額よりも若干少な目になっております。用地補償費を合計いたしますと、契約済みあるいは仮契約も含めての金額でございますけれども、2億1,358万5,400円となっております。予算総額は2億3,750万でしたので、今のところ今回の用地契約仮契約が本契約になりますと、残金といたしましては2,391万4,600円が用地費及び補償費の残金となる予定でございます。

また、工事費についてのお尋ねでございましたけれども、工事につきましては予算額5,000万円を予算化しておりまして、この中で今工事発注をしているところでございます。昨日になりますけれども、この公園工事の土木工事分を主に入札を執行したところでございます。また、そのほか植栽工事、あるいはトイレ工事等を含めて全体で、これはまだ入札を執行していない部分もありますので、設計金額で申し上げますと4,959万1,5

00円でございます。既に昨日入札執行しております分も含めると4,634万7,000円の予定、これからの工事額も含めてですが、おります。したがって、5,000万を入札差金等含めまして5,000万以内での工事完了を予定しているところでございます。以上でございます。（「ありがとうございました」の声あり）

議長（岩寄幸夫君） 9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） まず、この前にこの臨時会において高額なる1億1,261万1,000円と。これは委員会付託にもならなくて即決ということなのでしょうけれども、この大金なるものを臨時会にかけなければ、あるいは12月の定例会で間に合わなかったのか、きょうしなければ間に合わなかったのかどうか、慎重に審議する時間が欲しいような気もするんですけども、その辺についてどう考えていたのか。まずその点だけお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） お尋ねのこの臨時議会への提案でございますが、9月28日に仮契約を締結させていただきました。本来であれば事務を進めている中で9月の定例会に上程をしたかったわけですが、税務署協議等々の関係がありまして、9月の定例会では議案として提案すること、上程することはできませんでした。したがって、次は12月の定例会ということになるわけですが、それにしても少し期間がありますし、今回給与改定に伴う臨時会が開催されるということでもありますので、いち早く臨時会に提案させていただいた次第でございます。

議長（岩寄幸夫君） 9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 我々としては、審議するにはもう少し時間が欲しいので、できれば定例会に提案をお願いしたかったというのが私としての個人的な見解でございます。当然この金額については、不動産鑑定士を入れて査定をしておるのでしょうけれども、少し一般的な土地価格から見ると少し高価ではないかなという気がいたします。

それから、1点だけ確認したいのですが、この表の一番下、同じ地番の1318大林山林ですけれども、古墳介在で平米4,400円と、同じ1318で8,800円と、同じ地番において単価が倍というのは、この辺どういうことなのかをお願いをします。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） 全体的にこの契約案件につきましては高額になってしまうわけですが、全体の面積が多いということ、それから南下古墳群全体が今A号古墳から、A、

B、C、D、E、F号古墳までございます。これを一体として整備をしているわけですが、この中澤壽明さんが所有するこの土地の中には3つの古墳が介在、点在をしております。こういったものを含めて必然的に面積等も広く、あるいは一体的古墳保存という面から全体的な面積が地権者が多くなってしまったということになります。

それから1318番地、これが1筆になっておるわけですが、その中に765平方メートルのうち、304平方メートルはF号古墳が点在、介在するところでございます。評価の中につきましても古墳の範囲については4,400円という平米当たりの単価を不動産鑑定をされておりますので、それに基づいて古墳の範囲はこの4,400円で買わせてもらおうと。それから、筆の中で残りの部分、これにつきましては従来の山林という形態になっておりますので、山林の不動産鑑定価格で買わせていただいております。

このほかにも既にお買わせもらった中にも1筆ほど、全体の中の古墳の部分とそれ以外の部分ということで金額を分けさせていただいている部分があります。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 当然この中澤壽明さんにはこれだけの7,089平米ですから、立木補償もしているかと思うのですけれども、この人についてだけで結構ですから、立木補償は幾らだったかだけお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） 先ほど、近藤議員さんのお尋ねの中で補償額についてもお答えをいたしました。中澤壽明さんの物件立木補償につきましては、944万2,700円でございます。当初うちの方で全体を積算しておりましたが、一部中澤氏より無償、権利放棄をしたい木が6本ほどありました。これは引き続き公園になっても活用できるのではないと思われる立木でありまして、その辺の申し出を受けて権利放棄の中で補償金額を定めた額が先ほど申し上げました944万2,700円で契約を締結しているところでございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかに、ございませんか。2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 先ほどの齋木議員の質問にちょっと重複しますけれども、明快な回答が得られなかったのですけれども、私も今回の1億1,260万という多額な予算に対して先ほどは9月に相手方と仮契約がそういう予定でいたけれどもずれてという話だったんですけれども、やはり私はこれまでに吉岡町でこういう用地購入で1億を越す多額なもので臨時会でやった経過というのがそれまであるかどうかということをもまず一つ確認しておきた

と思います。それで、やはり即決というのは、本来委員会付託されればそれは質疑を何回でもして十分、とことん納得できるまでできるわけなのですけれども、本会議即決となると限られているわずか3回しか、億の予算に対して3回しか質疑ができないということもありますので、やはり十分中身まで納得できた上での議決にならないということもありますので、もちろん先ほどの回答ではちょっと納得できないです。というのは、この契約書を見ましても土地の引き渡し期限というのが12月25日ですから、どっちみちその間ですから12月議会でも十分に間に合ったと思うのです。そういうふうにせざるを得なかったという理由は何なのか。もう少し明快な回答が欲しいと思います。なるほどと言える。そうでないとどうも満足な、なるほどと心にすんと落ちるふうになりませんので、また今後もこういうことがあり得るかどうかということも1回確認しておきます。

それから、それぞれの単価でありますけれども、これは上から不動産鑑定価格ではこの部分が幾らであったかということをお示し願いたいと思います。

それと、これも齋木議員の質問と重複するのですけれども、土地の表示、最後にありましたところに同じところで南下大林1318山林、2つに分かれてあるのですけれども、これは公簿地積ということで765平米とありますけれども、これは偶然765、765という登記簿上のそういうものであったのですか。それとも、またそれを町で分けてそうしたのか、ちょっとその辺が見えてきていないので、売買であるということでは古墳部分とこっちは山林部分ということで、町がちょうどよくそのように分割してこういうふうにしたのかどうかということの確認をしておきたいと思います。とりあえず以上です。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） 小池議員お尋ねの臨時議会に出さなければならなかったのかというお尋ねでございますが、今年度工事もこれから控えるという中にありましては、できるだけ早く契約を締結をお願いし、工事の方に取っかかりたいというふうには思っております。ですから、今回臨時会が開催されるに当たっての上程に至ったわけでございます。また、こういった案件が今までにあったかということなのですけれども、用地、財産の取得についての議案として上程されるのは今回が初めてではなからうかと考えております。また、この件につきまして、前例が見当たらなかったものですから、県あるいは土木事務所等にも照会をしておりましたが、少ないということでございます。ちなみに浜川土木事務所では、ないということでございました。吉岡町においてもこれからこういった高額の用地取得、あるいは売払い等にかかわりますけれども、こういったものがないとも言い切れませんが、少ないであろうと思っております。

次に、算定の単価の根拠でございますが、不動産鑑定評価に基づきますとっております

すけれども、この不動産鑑定どおりの価格で町長決裁をとって単価決定をしております。

それから、1318番地の山林が765平方メートル、これが公簿上の面積なのですが、それでも、この公簿上の面積の全体的に公簿上の面積で用地買収を行っているわけですが、そのうちの304平方メートルはこの古墳が点在、介在する面積を先に304平方メートルを確定をいたしまして、公簿上の面積765平方メートルから古墳の部分を引きました461平方メートルを山林とさせてもらったわけでございます。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） やはり先ほど課長が答えましたけれども、一般的には億を超えるものはこういう形では少ないというということについては、これはやっぱり出す方も十分に検討していただきたいというのがありますし、先ほど今後においてはどうかという部分については回答がなかったので、そこは回答を求めたいと思いますけれども、そして最後にありました金額については不動産鑑定価格というのがここにあります。今回、今課長からの答弁の私の理解ですと、ここにある不動産鑑定価格がいわゆる買収単価になったととらえたのですけれども、そういう理解でよろしいですか。この中で筆が5に分かれていますけれども、それぞれの単価、これでは購入単価は別々ですけれども、これが実際には、2つで見えますから4,400円と1万9,900円ということで大体そのとおりだったということではよろしいですか。そうなりますと、当然そこで不動産鑑定価格がこうだけれども、そこでの相手との交渉という中で、交渉過程では町は確かに欲しいから購入をするわけですが、今全体的に土地も値下がりをしている傾向の中で、交渉の余地も十分にあったような気がするのですけれども、その辺での相手方とのやりとりの中ではどうであったのか。それは町とすれば、売る方はなるべく高く買ってほしい、買う方はなるべく安く買いたいという中で相手方とのやりとりがあったかと思えますけれども、どういう過程の中でこの金額に、不動産鑑定価格どおりに落ちついていったのかということを再度確認をしたいと思えます。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） まず1点、こういった案件があるかということですが、先ほど申し上げましたのは、今回進めているこの事業の中では当然ありません。他事業ですと、ちょっとわからないと申し上げたつもりでございます。

それから、単価でございますが、これは不動産鑑定の時点ではこの中澤壽明氏との単価が3種類に分かれますが、評価の中にはこのほかに送電線が現地にあるわけですが、送電線下の土地につきましては平方メートル当たり1万2,800円、それから送電線下の山

林及び原野につきましては8,650円、以上5つの状況によって不動産鑑定を依頼して不動産鑑定結果を得たということでございます。

また、用地交渉の過程でございますが、これは単価を個々に決定をし、地権者説明会をあわせてやっておる経過があります。その中で今回の事業についてはこの値段、価格で町は買わせていただきたいという説明会を過去に開催をしております。したがって、個々に用地交渉に入りましても地権者にすると当然その単価で買ってくれるという説明があったということでございますし、町といたしましてもそれで決めた単価ですから、これをお願いをしたいということで用地交渉に臨み、その結果、契約を得られたということでございます。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第89号は、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第89号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第90号 工事請負契約の変更について

議長（岩寄幸夫君） 日程第6、議案第90号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第90号 工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

よしおか温泉リバートピア吉岡増改築工事は、12月20日のリニューアルオープンに向けて進行中ですが、渋川広域消防本部指導の誘導灯変更工事等、渋川保健福祉事務所指導の家族風呂トイレ追加工事、及びその他増改築工事増に伴い、平成21年8月12日に議決された議案第72号 平成21年度よしおか温泉リバートピア吉岡増改築工事請負契約の締結についての3の契約金額に変更を生じました。

この契約金額の変更について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決を付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事請負契約の変更内容の詳細につきましては、財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願いを申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） それでは、議案第90号 工事請負契約の変更について町長の補足説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございますが、平成21年8月12日に議決された議案第72号 平成21年度よしおか温泉リバートピア吉岡増改築工事請負契約の締結についてのうち、「3. 契約金額1億2,180万円（うち取引に係る消費税580万円）」を「3. 契約金額1億3,104万円（うち取引に係る消費税624万円）」に改めるものでございます。

資料番号1の建築工事請負変更仮契約書をごらんいただきたいと思います。

11月24日、佐田建設株式会社と1億3,104万円で工事請負変更仮契約を締結いたしました。請負代金額の変更で924万円の増額でございます。

次に、資料番号2をごらんいただきたいと思います。

変更リストでございますけれども、1番消防指導による変更で2項目誘導灯変更工事5カ所、自動火災報知機設備追加工事11カ所でございます。変更場所につきましては、資料番号3に示してございます。

2は保健所指導による変更で、家族風呂1、2の便所追加、レストラン手洗器追加工事2カ所でございます。指導項目ではありませんが、家族風呂1、2は介護リフト用補強下地工事もございます。

3で、町要望による変更で7項目。振興公社の要望を含んでおりますけれども、家族風呂の給湯システム変更工事、浴室用動力コンセント新設工事、浴槽内階段等追加工事、個室2の遮音壁追加工事、テレビ吊金物下地取付、ロビーのテラス側出入口扉追加工事、プ

ール跡地の監視カメラ取付工事でございます。

4の既存不良修正による変更で5項目。既存照明不良による改修工事ということで浴室及びエントランス、既存排煙オペレーター不良交換及び位置変更工事18カ所、ロビーのトップライト部漏水改修工事、既存浄化槽の排水勾配不良改修工事でございます。4の3の変更場所については資料番号3の方に示してございます。

5の現場調整による変更ということで3項目。外壁の塗装未改修部分追加塗装工事、男女更衣室の塗装未改修部分追加塗装工事、既存分電盤の予備回路不足による新規分電盤工事3カ所でございます。

以上、雑駁でございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第90号は、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第90号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第7 陳情第7号 ハッ場ダム建設推進を求める意見書提出の検討要請について

議 長（岩寄幸夫君） 日程第7、陳情第7号 ハッ場ダム建設推進を求める意見書提出の検討要請についてを議題とします。

陳情の内容は、お手元の資料のとおりであります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2 番小池議員。

〔2 番 小池春雄君発言〕

2 番（小池春雄君） 意見書はまだつくっていないのですか。

議長（岩寄幸夫君） まだです。いいですか。（「はい」の声あり）わかりました。
ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

陳情第7号を採択することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩寄幸夫君） 起立多数です。

よって、陳情第7号は採決とされました。

暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、南雲吉雄議員外1名から発議第3号 ハッ場ダム建設推進と地域住民の生活
再建推進を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加して議題としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

発議第3号 ハッ場ダム建設推進と地域住民の生活再建推進を求める意見書を日程に追
加して議題とすることに決定しました。

議事日程第1号の追加1により議事を進めます。

追加日程第1 発議第3号 ハッ場ダム建設推進と地域住民の生活再建推進を求める意
見書

議長（岩寄幸夫君） 追加日程第1、発議第3号 ハッ場ダム建設推進と地域住民の生活再建推
進を求める意見書を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

15番南雲吉雄議員。

〔15番 南雲吉雄君登壇〕

15番（南雲吉雄君） 説明を申し上げます。

発議第3号の提出に当たりまして、提出者町議会議員南雲吉雄、賛成者長 光子さんから出したいと思えます。

吉岡町議会議長岩・幸夫様。ハッ場ダム建設推進と地域住民の生活再建推進を求める意見書。上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

記、1 提案理由、ハッ場ダム建設推進と地域住民の生活再建推進のため。

内容について、朗読をさせていただきます。

ハッ場ダム建設推進と地域住民の生活再建推進を求める意見書

利水・治水及び水資源確保を目的としたハッ場ダム建設計画が長野原町に提示された昭和27年から半世紀以上が経過した。

この間、地元水没地域住民はダム建設の是非をめぐって激しい反対闘争を起し、この建設問題で大いに揺れた。長い年月にわたり議論を経た結果、苦渋の選択を迫られた住民は、艱難辛苦の末にダム建設を受け入れた。

長年慣れ親しんだ地を離れる者、また、代替地を選択して川原湯温泉の復興を求める者など、住民の胸中は幾ばくのものであったか察するに余りある。安住の地を求め、かつ将来の再興を図ることで、衆議一丸の下に総意を結集し、今日のダム建設事業に協力し邁進してきた。

しかし、政権公約における「無駄な公共事業」としてのダム建設中止は、まさに住民の総意を覆すものであって、これまでの経緯からして地元の心情を大いに踏みにじるものであり、再度住民を不安の境地に立たすことは断じて容認できない。

国の政策に従い締結した事業の政権交代による一方的な建設中止は、長野原町、東吾妻町はじめ1都5県の自治権を反故とするに等しく、国の体をなし得ないものであって、同じ地方公共団体として看過できない。

国の責任において、地域住民の生活再建の推進とダム事業建設継続による早期完成を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年11月27日、提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長様。群馬県北群馬郡吉岡町議会、議長岩・幸夫。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

南雲議員ご苦労さまでした。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第3号は、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2番（小池春雄君） ただいま上程をされております発議第3号 ハッ場ダム建設推進と地域住民の生活再建推進を求める意見書の提出に反対の立場で討論を行いたいと思っております。

先ほど、提出者が述べられましたけれども、確かに治水・利水及び資源確保を目的としたハッ場ダムの建設計画が長野原町に提示をされてから57年という大変長い月日がたったわけでありまして、当初の目的は治水・利水だということでありました。

しかし、あのカスリーン台風があってから、下流域では堤防の工事が行われまして、そしてまた人口が減っていくという現在の中で、これまで国が言ってきたことがほとんど私は破綻をしているのが今の現実だと思っております。

しかしながら、ここで急にハッ場ダムを中止をするということに対し、地元住民が国の政治に翻弄されて本当に大変な思いをしていると、これも事実であります。

今求められているのは、何といたっても地域住民の生活再建、これを何としても私は進めていかなければならない大きな問題だと思っております。

しかし、政権が変わりまして、コンクリートから人へと大きく変貌したわけでありまして、私は、今大事なことはやはり今の国と地方を合わせて借金が八百数十兆円という多額な、膨大な額にふえてきたのもいわゆる公共事業一辺倒、いわゆる箱物づくり、こういうものに国の予算を投下をしてきて、そして今の経済が立ち行かなくなっている、この現状も確かであります。そういう意味からおきまして、これからはやはりコンクリートから人への政策転換は待ったなしなことだと思っております。

私は、このダムの建設によって今のあの地域がよみがえるとは決して思っておりません。あのダムというのは、利水・治水を目的にしていますから、また災害を目的にしていますから、真夏になりますとほとんどダムはからからになります。水のないダムであります。そして洪水に備えて空にしておく、そういうダムでありますから、私は決して観光の目玉

になるとは思いません。そういう意味から、やはり政権がかわって、また多くの国民がそれを支持したようにダム工事には反対します。

しかし、生活再建というのは、それにも増して重要なことであり、生活再建のために国が今後力を入れていく、また入れていってほしいということのを切に望みまして反対討論いたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

14番栗田議員。

〔14番 栗田政行君登壇〕

14番（栗田政行君） ハッ場ダム建設推進と地域住民の生活再建推進を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

ハッ場ダムは、利根川改訂改修計画の一環として、昭和27年調査に着工し、以来57年間地元水没地域住民は、ダム建設の是非をめくり激しい反対闘争を起こし、長い年月にわたる議論の結果、苦渋の選択を迫られた末に地元はダムを受け入れました。

昭和42年に着工、立ち退き、解体が進んでいる新しい土地で、ダム湖の完成が営業再開の予定でした。

平成5年、長野原町の町議会において国道145号線つけかえ道路構想の受け入れ決定後、工事も進む中、平成9年には各地域に補償交渉も始まり、現在も続けられております。総額総工事費4,600億のうち、ダム本体工事を除けば平成21年末までには86.3%が完成し、13.7%が残っている現在、平成27年完成予定を9月に民主党が政権をとるとマニフェストの一言で中止を発表しました。まさに住民の総意を無視するものであってこれまでの経緯からして地元の心情を大いに踏みにじるものであり、再度住民を不安の境地に立たせることは断じて容認できません。

21日に産業常任委員会でも現地に行き、住民の声を聞き、現状を見てきました。皆さんも現地を見た人もいます。また、テレビ等でも見たでしょう。ダム湖ができれば川原湯温泉の復興はないものと思います。

ハッ場ダムは利水・治水及び水資源確保、地域住民の生活再建のために必要なものと思います。議員皆様のご賛同をお願いし、賛成討論いたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

11番福田議員。

〔11番 福田敏夫君登壇〕

11番（福田敏夫君） 11番福田敏夫です。

ハッ場ダム建設推進と地域住民の生活再建推進を求める意見書につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

新政権の所管大臣がハッ場ダム建設中止を表明したことは、ダム予定地の長野原町、東吾妻町はもとより、1都5県の自治権をほごするに等しく、国がやるべきことではないと私は考えます。

読売新聞が群馬版で「ハッ場ダムを問う」というテーマのシリーズで、賛成、反対のそれぞれの立場の人々との対談を連載しました。シリーズ12回目の11月8日、竹田博栄さんという80歳の方との対談記事で住民がダム建設受け入れに至った経緯がよくわかりました。竹田さんは、もとハッ場ダム反対期成同盟委員長などを歴任された方で、温泉旅館の川原湯館を約50年間営みましたが、代替地完成を待てずに3年前に中之条町に転居され、現在はご家族で喫茶店を経営されているようであります。竹田さんとの対談内容は次のとおりでございます。

質問の最初にハッ場ダム反対運動の始まりはどうであったのか。これに対して竹田さんは、1952年、今から57年前でございますけれども、国から調査したいと言われ、2年ほど立ち消えになったが、67年ころから再燃した。住民は賛成、反対などに分かれたが、約8割が反対で反対期成同盟を組んで抵抗が始まった。吾妻渓谷や温泉街が沈む、過疎化が進むといったことが主な理由で反対運動はそれから20年ほど続いた。

そのときの地元の様子はどうかという質問に対しましては、反対派と賛成派の間で互いの店には買い物に行かなかったり、道で会ってもそっぽを向いたり、国も強引で調査するといつて発破をかけた、勝手に実施段階に入ろうとしたりした。対抗してバス4台で東京まで陳情に行ったこともあった。

容認のきっかけはということかという質問に対しまして竹田さんは、80年に県が示した生活再建案だ。それを審議することになり、住民もアイデアを出し合って毎晩会議を開いた。でも、一度土俵に上がればダムを認めたようなものだ。ここまでしてくれるなら仕方ないと87年に地元と国が現地調査の調定書に調印した。そのときは敗北感と将来への期待感が半々でやっと終わるといふ安堵感もあった。

その後の水没予定地の人口減少の理由はという質問に対して、ダムも代替地もすぐできると思ったら、工事がおくれていった。いつ完成するかわからず、年はとるし、建物は老朽化する、もう待ってもだめだとあきらめ、移転補償基準が決まった後の2004年ごろから転出がふえた。私も少しでも早く出て定着しようと考えたが、本当なら出たくなかった。

出てよかったかという質問に対しましては、出た人の大多数はそう思っているはず。残っている人は、今もダムのことを考え会議を繰り返している。そこから解放され、やれやれという気持ちだろう。だから、今の住民には同情し、応援したいと思っている。

政府の中止方針をどう思うかという質問に対しては、住民のことを全く考えず、少し見

ただで「工事がおくれているのは必要でないから、税金の無駄」と言うのは思いつきか人気取りにしか見えない。下流都県のために犠牲になったのに、なぜまた住民が苦勞させられるのか。

ダム湖は必要かという質問に対して、生活再建案はダム湖中心の観光開発なので、ダム湖がなければ案そのものがなくなる。住民が人生をかけてつくり、その後もずっとそれに取り組み、ようやく実現するところだった。前原国土交通相が「じっくり相談したい」と言うが、冗談ではない。何年協議してきたと思っているのか。みずから代替案を出さないのも誠意が感じられない。

今、ハツ場について思うことはという質問に対しまして、悪夢を見ていたような気もする。ダム問題は自分の人生そのものだったかもしれない。だから今は、ダムが完成し我々が考えた再建案が実現し、故郷によくなってほしいと思う。ダム湖で本当ににぎわいが戻るかわからないが、住民がその目標を立てたのだから、それを早く実現するのが最良の再建策だろうと述べています。

竹田さんは住民が苦澁の選択をした生活再建案はダム湖中心の観光開発なので、ダム湖がなければ案そのものがなくなる、住民が人生をかけてつくり、その後もずっとそれに取り組み、ようやく実現するところだったと証言しています。

私は、住民がダムあつての生活再建案を確立したことは、住民主権の自主権であると考えます。ハツ場ダム住民と同じ群馬県のしかも近隣に住む者として、今後も国の責任において住民の生活再建推進をするためにダム事業建設継続で早期完成を強く求める意見書の提出に賛成いたします。

議員各位の賛同をお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 大変ありがたい賛成討論をいただきました。ぜひご協力をお願いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩寄幸夫君） お座りください。起立多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、提案された議案4件、陳情1件、発議1件に皆さんの慎重な審査と判断をいただき、すべてを議了しました。

このあと12月9日には第4回定例議会が開会になりますが、議員並びに執行各位におかれましては、健康に十分留意の上、活躍くださいますよう期待申し上げ、閉会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 町長のあいさつの申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 閉会に当たりまして一言あいさつを申し上げます。

本臨時会に提案いたしました議案、すべて原案どおり可決していただきまして、心より御礼を申し上げますところでございます。

先ほど、議長がおっしゃったとおり、12月議会も控えておりますが、これから寒さも日増しに厳しくなる折、議員各位におかれましては、健康には十分注意され、今後、町発展のためにご尽力賜りますことをお願い申し上げ、あいさつをさせていただきます。

本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉会

議長（岩寄幸夫君） これにて本日の臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前11時56分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 寄 幸 夫

吉岡町議会議員 南 雲 吉 雄

吉岡町議会議員 坂 田 一 広